

借り上げ社宅制度 簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

借り上げ社宅制度 簡単まとめ

企業が従業員に社宅を貸与する際、家賃設定が税負担に影響します。

1. 給与として課税されないための家賃

- 従業員: 国税庁の定める「賃貸料相当額」の50%以上を徴収すれば、給与として課税されません。

例: 賃貸料相当額6万円の場合

負担割合	徴収家賃	課税対象額
無償	0円	60,000円
50%未満(20%)	12,000円	48,000円
50%以上	30,000円	0円

- 役員: 「賃貸料相当額」の全額を徴収する必要があります。小規模住宅でない場合や、いわゆる豪華社宅と判断される場合は計算方法や扱いが異なります。

借り上げ社宅制度 簡単まとめ

2. 賃貸料相当額の計算 (従業員・役員の小規模社宅) 以下の合計額です。

- (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2%
- 12円 × (その建物の総床面積 (平方メートル) ÷ 3.3平方メートル)
- (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × 0.22%

3. 社宅制度の主なメリット

- **企業:** 従業員からの徴収家賃が賃貸料相当額の50%以上の場合、企業負担分を福利厚生費として損金計上でき、節税効果があります。
- **従業員:** 実質的な手取りが増加します (給与として課税されないため)。社会保険料の負担が軽減される場合があります。

借り上げ社宅制度 簡単まとめ

4. 住宅手当との違い

住宅手当は全額が給与として課税され、所得税・住民税が増加します。社会保険料の算定基礎にも含まれるため、社宅制度の方が税制上、社会保険料負担の点で有利になる場合があります。

5. 家賃設定の注意点

- 上記「賃貸料相当額」を基に、法令に則った家賃設定が必須です。
- 家賃に含める費用（例：光熱費、水道費）は、課税関係に影響するため社内規程で明確に定めることが重要です。光熱費等を家賃に含めると、その部分が経済的利益とみなされ課税対象となる可能性が高まります。